



# 『長洲町こども医療費助成制度』について



子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図るために、子どもの医療費の一部負担金に対して助成を行います。

## ■助成の対象者

長洲町に住所を有する0歳～中学校3年生までのお子さん

【※中学校3年生…満15歳に到達して、最初の3月31日まで】

## ■対象となる医療費

□医療機関に支払う自己負担額のうち、健康保険適用内の金額

(ただし、高額療養費や付加給付等が発生する場合は、窓口で支払った自己負担額から差し引いた金額が助成されます。)

□治療用装具

けがや病気などの治療のため、医師の指示にもとづいて装具を作成した場合など、保険適用範囲内で助成されます。

(なお、装具に関しては医療機関の窓口で全額を支払ったのちに各健康保険などに払い戻しの手続きを行い、それにより払い戻しを受けた額を差し引いての助成となります。)

## ■対象とならない医療費

□健康診断および予防接種などの保険適用外の受診

□他の公的制度から、助成される場合

□入院時の食事療養費

□健康保険法適用外の費用

(例) ベッド差額料・薬の容器代・衛生材料(おむつ等)・診断書の文書料 など

□学校や保育園の管理下で起こったケガなどで日本スポーツ振興センターの給付の対象となる場合

(子ども医療費助成との二重での利用はできません。)



## ■申請（変更）の手続き



	必要なもの
※お子さんが生まれたとき ※転入されたとき	<input type="checkbox"/> お子さんの保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ印は不可） <input type="checkbox"/> 通帳（名義のもの）
※住所が変わったとき ※健康保険証が変わったとき	<input type="checkbox"/> お子さんの保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ印は不可）
※受給者証を紛失・破損したとき	<input type="checkbox"/> お子さんの保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑（スタンプ印は不可）
※転出するとき	<input type="checkbox"/> 受給者証の返却

## ■受給者証の利用の流れ

◎熊本県内・大牟田市・みやま市（旧高田町のみ）の医療機関を外来で受診（通院）の場合

- ・医療機関の窓口へ毎回必ず「子ども医療費受給者証」をご提示ください。  
※健康保険の適用内の受診料については窓口で支払う必要はありませんが、1か月に1つの医療機関で自己負担額が21,000円を超える場合は、窓口でお支払後、後日役場へ「申請書」を提出して下さい。

◎上記以外（熊本県外等）の医療機関を外来で受診（通院）の場合

- ・診療時に医療費を支払い、後日役場へ「申請書」を提出して下さい。

◎入院した場合

- ・県内外にかかわらず、かかった医療費を支払い、後日役場へ「申請書」を提出して下さい。  
※高額療養費や付加給付が支給される場合は先に各健康保険へ請求を済ませ、支給決定通知書をご持参の上、役場窓口にてお手続きください。



## ■申請の方法（2通り）

病院毎に月ごとに「申請書」に領収書を添付し、押印（スタンプ印不可）した申請書を提出して下さい。 ※レシートは不可

「申請書」に病院から1か月分の証明を記入してもらい、押印（スタンプ印不可）した申請書を提出して下さい。

提出先：子育て支援課  
申請受付：診療月の翌月から申請開始  
申請期限：診療月の翌月から1年以内  
（例：H30.9月診療分はH31.9月まで申請可）



《ご不明な点は子育て支援課(☎78-3126)までお問い合わせください。》